

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊橋市二川町字中町五番第一合併地、最後の住所愛知県豊橋市二川町字中町五番の第一合併地 被相続人 亡 山本 将雄 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

愛知県豊橋市白河町六一 ターミナルプラザ八一 弁護士法人足立法律事務所 相続財産清算人 弁護士 足立陽一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区東区三丁目一番地三、最後の住所名古屋市中区東区三丁目一番地の三 被相続人 亡 加藤 健司 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

名古屋市中区東区三丁目三番一八号日本陶磁器センタービル二階 小山羊法律事務所 相続財産清算人 弁護士 小山 洋史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市白山町上ノ村二二七三番地一、最後の住所三重県津市栄町二丁目四六六番地 被相続人 亡 山本 啓子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

三重県津市栄町二丁目四六六番地 楠井法律事務所 相続財産清算人 弁護士 小林 明子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市須磨区大黒町三丁目三番、最後の住所兵庫県神戸市長田区戸崎通三丁目一〇番一五号 被相続人 亡 望月 政治 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

兵庫県神戸市中央区楠町二丁目二番六号 クスノキ法律事務所 二階大倉山法律事務所 相続財産清算人 弁護士 堀田 亜紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市西紺屋町二丁目二五番地、最後の住所和歌山県和歌山市北野一八番地 喜成会 被相続人 亡 松尾 暢子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

和歌山県和歌山市三番丁四五番地 相続財産清算人 司法書士 赤井 博義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県大田市祖式町二〇三八番地、最後の住所島根県大田市大田町大田イ一六〇番地 三石東病院内 被相続人 亡 伊藤 照雄 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十五日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

島根県大田市大田町大田イ一六〇番地 事務所 島根県大田市市長久町長久八九九番地 住所 島根県大田市市長久町長久八九九番地 三 相続財産清算人 司法書士 中島 清

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区東雲二丁目一六番、最後の住所広島市南区東雲二丁目一六番三三三〇五号 被相続人 亡 湯谷迫慶児 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十六日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

広島市中区上八丁堀五番一五号新沢ビル二〇一五号 相続財産清算人 弁護士 好永 裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区東雲二丁目一六番、最後の住所広島市南区東雲二丁目一六番三三三〇五号 被相続人 亡 湯谷迫昭江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十六日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

広島市中区上八丁堀五番一五号新沢ビル二〇一五号 相続財産清算人 弁護士 好永 裕一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐南区古市二丁目一四番、最後の住所広島市安佐南区古市二丁目一四番四一六〇二号 被相続人 亡 下家美代子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月二十六日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

広島市中区上八丁堀三番六号 相続財産清算人 司法書士 竹岡龍太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市布師田一六七二番地三、最後の住所高知市布師田一六七二番地三 被相続人 亡 山中 秀昭 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月三十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

高知県高知市大津乙一三三番地一 相続財産清算人 司法書士 中村 吉作

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県須崎市土崎町九六番地、最後の住所高知市塩屋崎町二丁目二番八号 被相続人 亡 西森 敏尊 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月二十四日

高知県須崎市西崎町三番一〇号 相続財産清算人 司法書士 川北 徹

第36期決算公告 令和8年9月24日

千葉県千葉市中央区川崎町1-38

ジェフユナイテッド株式会社

代表取締役 島田 亮

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	2,137,503
	固定資産	784,969
	合計	2,922,473
負債純資産及び部	流動負債	1,571,088
	固定負債	441,016
	資本剰余金	910,367
	利益剰余金	490,000
	その他利益剰余金	390,000
	合計	390,000
	合計	2,922,473

第24期決算公告 令和8年9月24日

東京都港区六本木一丁目9番10号

アークヒルズ仙石山森タワー25階

インマルサット株式会社

代表取締役 アリソン・カウブ

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	359,268
	固定資産	998,860
	合計	1,358,129
負債純資産及び部	流動負債	22,004
	固定負債	1,336,124
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	1,326,124
	その他利益剰余金	1,326,124
	合計	1,358,129

第34期決算公告 令和8年9月14日

東京都東久留米市本町1丁目4番1号

株式会社インテージリサーチ

代表取締役社長 村上 清幸

貸借対照表の要旨(令和8年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	2,538,835
	固定資産	206,524
	合計	2,745,360
負債純資産及び部	流動負債	531,343
	固定負債	(141,370)
	資本剰余金	26,423
	利益剰余金	(21,562)
	その他利益剰余金	2,187,592
	合計	40,000
	合計	2,147,592
	合計	10,000
	合計	2,137,592
	合計	(347,660)
	合計	2,745,360